

美郷町子ども・子育て支援事業計画

～子どもたちがのびのびと育つ 笑顔あふれる子育てのまち みさと～



令和2年3月

島根県 美郷町

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
第2章 計画の基本方針	5
1 計画の基本理念	5
2 美郷町子ども・子育て支援事業計画がめざす将来像	6
3 基本目標と施策の体系	7
4 子ども・子育てを取り巻く課題	9
5 重点プロジェクト	11
第3章 施策の展開	14
基本目標1 家族が安心して楽しく子育てできるまちづくり	14
基本目標2 子どもの健やかな成長を支えるまちづくり	28
基本目標3 地域ぐるみで子育てをするまちづくり	36
第4章 子ども・子育てを取り巻く現況	43
1 少子化の動向	43
2 家族や地域の状況	49
3 子育て支援サービスの提供と利用の状況	53
第5章 事業量の見込みと確保方策	64
1 教育・保育の提供区域の設定	64
2 保育認定	64
3 幼児期の学校教育・保育	65
4 地域子ども・子育て支援事業	67
第6章 計画の推進に向けて	74
1 地域における推進体制の充実	74
2 庁内における推進体制の充実	74
3 国、県との連携	74
第7章 進捗状況及び事業評価	75
資料編	76
1 ニーズ調査結果概要	76
2 美郷町子ども・子育て会議委員名簿	81

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子高齢化が進行しています。少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が問題化しています。一方、地域では、少子化を背景に兄弟姉妹や地域の子ども数が減少し、子ども同士の交流の機会が少なくなることで、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されています。

このような状況を踏まえ、国では、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、様々な取組を推進しています。平成24年(2012年)8月には、子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」)が成立し、平成27年度(2015年度)から「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」という。)がスタートしました。

新制度では、幼児教育・保育の質の向上及び量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及、小規模保育や家庭的保育などの充実、親子同士の交流や相談の場(地域子育て支援拠点)や放課後児童クラブの充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、全ての子どもと一緒に教育や保育が受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとされています。

また、令和元年(2019年)10月から、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

① 子ども・子育て支援制度とは

「子ども・子育て支援制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、
「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改
正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合
的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関
する法律」の「子ども・子育て関連3法」に基づく制度のことをいいます。

② 子ども・子育て支援制度がめざすもの

「子ども・子育て支援制度」において国がめざす内容は次のとおりです。

国が「子ども・子育て支援制度」でめざすもの

■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善をめざします。具体的には、
「幼保連携型認定こども園」という類型の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のため
の手续を簡略にすることによって、施設の整備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一
体的な提供の促進を図るものです。

※「認定こども園」には、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4類型があります。

■保育の量的拡充・確保、教育・保育の質的改善

職員の処遇や配置の改善を図るなど教育・保育の質を確保しながら、待機児童の解消や潜在的
な保育ニーズに対応できるよう、保育定員の拡充をめざします。

また、都市部における待機児童の増加等の課題や、子どもが減少傾向にある地域で、施設の維
持が困難になっている課題等に対し、小規模保育や家庭的保育等様々な手法への財政措置を導入
して、保育の量的拡充・確保に努めます。

■地域の子ども・子育て支援の充実

多様化する子育て家庭の支援に関するニーズに対応するため、地域型保育の事業所は、認定こ
ども園等と連携し保育内容の充実を図るとともに、「地域子ども・子育て支援事業」において、利
用者支援事業の創設や、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かり等の既存事業を充
実するものです。

(2) 制度の主なポイント

①施設型給付及び地域型保育給付の創設

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」が創設されます。子ども・子育て支援新制度では、行政が保護者に提供するサービスとして「子どものための教育・保育給付（施設型給付・地域型保育給付）」と、延長保育や地域子育て支援拠点事業等を行う「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及のため、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけることや、認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化するなど、認定こども園制度が改善されます。

③地域の実情に応じた子ども・子育て支援

地域の実情に応じて保育の場が確保されるよう、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」を充実・実施していきます。

④基礎自治体（市町村）が実施主体

市町村は地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施します。また、国・都道府県は市町村の取組を重層的に支えます。

⑤社会全体による費用負担

社会全体で費用を負担する仕組みとし、消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提とした制度設計となっています。

⑥政府の推進体制

制度ごとに異なる政府の推進体制を整備するため、国に「子ども・子育て本部」が設置されました。

⑦子ども・子育て会議の設置

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議が設置されました。

また、市町村等においても合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置が努力義務として求められています。

2

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、本町においては子ども・子育て支援事業計画として一体的に推進していくものとし、子育て施策の方向性や目標を総合的に定めるものとしします。

本計画は、子どもとまちづくりに関する上位計画、関連計画との整合・連携を図り、子育てに関する施策を総合的に推進します。

3

計画の期間

子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援事業計画の期間は平成 27 年度を初年度とする 5 年を 1 期として定めることとしています。そのため、本計画においては令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間として策定するものです。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
第一期子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)									見直し
					第二期子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)				